

平成 26 年第 10 回松阪市教育委員会定例会会議録

日時 平成 26 年 7 月 28 日（月）午後 2 時 00 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■一般報告

教育長より

■議題

議案第 13 号

教科書採択について

■報告事項

- 1 平成 26 年 6 月議会について
- 2 松阪市補導委員の委嘱について
- 3 松阪市部落史編さん委員会委員の委嘱について
- 4 長谷川家文化財専門委員会委員の委嘱について
- 5 平成 26 年学校給食センターベルランチ、嬉野学校給食センター、三雲学校給食センター、飯南学校給食センター、飯高学校給食センター宮前調理場・森調理場運営委員会委員の委嘱について
- 6 土曜教育活動検討委員会委員の委嘱について
- 7 平成 26 年度 6 月児童生徒の問題行動等について

その他

委員長

ただ今から、平成 26 年第 10 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いいたします。

(委員全員の承認による署名)

委員長

まず教育長から一般報告をお願いします。

教育長

追加で資料を配布させていただきましたので、新教育委員会制度についての概要を少し話させていただきたいと思います。

それでは、新制度の資料をご覧ください。7月17日付で文部科学省からいただいた通知です。1 ページのところには新教育長の任免等について書かれております。新教育長については地方公共団体の長、市長が議会の同意を得て任命するというので、今まで教育長は教育委員会の中で決めていただいておりますが、今度は市長が教育長を任命するところと大きな違いです。そして任期を3年にするというので、市長の任期の間に新教育長を1度は任命できるということを考えて3年にしたということ聞いております。

それから新教育長の職務及び服務についてですが、新教育長は常勤とし、勤務時間及び職務上の注意力の全てを職務遂行のために用いるということですが、今のところは教育委員としては特別職で、教育長という職責においては一般職として常勤としてやってはおりますが、今後特別職ではあるが、常勤扱いとしてやっていくということになります。また、報酬を得ていかなる事業もしくは事務に従事してはならないという兼業の禁止が謳われております。そして、教育長の代理ですが、新教育長に事故等があった場合には新委員がその職務を行うということになっておりますので、残り4人の委員の方から代理を決めておかなければならないということになります。

留意事項のところには新教育長の一本化ということについての部分が書かれております。迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め教育行政の第一的な責任者を明確にしたということになります。教育委員長が責任者なのか教育長が責任者なのかということも今まで議論してはありますが、そこを一本化したということ、新教育長に第一的な責任者を明

確にしていくということです。そして、新教育長の任命ですが、教育委員会の構成員ではあるが、教育委員ではありません。現行の教育長は教育委員の委員の一人であります。新教育長としては教育委員会を構成するメンバーの一員ではあるが、教育委員ではないですよということになります。教育委員会は何のためにあるのかというあたりで、教育委員会の中で職責が十分果たせられているのかという部分を十分チェックしてくださいということを中心に明確に書かれております。

今までの議論の中にもありましたが、選挙で選ばれた市長ならまだしも、教育長の権限が大きくなることはどうなのかという議論の中から3年の任期また、教育委員会の中でチェック機能を強化していくということが謳われてきたのだと思います。また、教育委員会による教育長への指揮監督権は法律上規定はされていないが、引き続き合議体の執行機関であるということですので、教育委員会は執行機関であるという部分は今までどおりということになります。近々県の方でもこの制度についての説明会があります。

委員長                   ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長                   それでは議案に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

事務局                   議案第13号の「教科書採択について」は、教科書採択の公正を期すために非公開にさせていただきますようお願いいたします。

委員長                   ただ今の議案第13号の審議を非公開にすることについて、ご意見ございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第13号の審議を非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

委員長                   挙手全員でございます。よって、議案第13号の審議は非公開と決定い

たしました。なお、議案第 13 号の審議は報告事項及びその他の項の最後にいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号の審議は報告事項及びその他の項の最後にいたします。

議案が終わりましたので、報告事項に入ります。報告事項 1 から 7 を事務局から説明願います。

(事務局報告)

委員長 ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

委員 補導委員の委嘱について質問させていただきます。310 名の方がいますが、定数といいますか補導委員の何名が地域、子どもの数等から考えて、あまりにも少ないと負担が増えますが、どれくらいが適正とお考えですか。310 名が適正だとお考えですか。それとももう少し数を増やしていくということなののでしょうか。

事務局 人数の増減については検討しておりませんが、実際に補導にあたっていただいている方のほか、店舗の店長等にも委嘱しております。実際に外に出て補導に行かれるわけではありませんが、地域、店舗において協力をいただく形となっており、人数につきましては、現状で適正と考えております。

委員 ありがとうございます。といいますのは、報告書の中に松阪警察署が 25 年度中、随分軽犯罪が減ったという部分で補導委員の皆様方の街頭補導、パトロール等が何らかの効果を及ぼしているのかなということを明記していただいておりますので、関連性があるのかなということで、もう少し人数が多くなれば巡回回数も増えますし、青少年の非行の防止にも繋がるのかなというところで質問させていただきました。

また、他市との比較等もしていただければと思います。前年度の比較等もあれば去年に比べて同じ回数でもこれだけ減ったということがわかりますので、そういったことも表に現れればいい報告書になるのかなと思いますのでよろしく願いいたします。

委員

青少年センターの相談件数についてですが、これは高校生も入れた件数で出ているのかなと思いますが、51件の相談件数がありますよね。その中で、小学校中学校で相談をどこにすればいいのかわからずに青少年センターで受理するということがあろうかと思いますが、学校の中でそういった相談できるような体制があればどうかと思います。スクールカウンセラーの方等もみえるのですが、1ヶ月に1回しかまわってこなかったりですとか、ハートケア相談員は他の学校と兼ねてという部分で、信頼関係がすごく大切になってくるとと思いますが、そこでどうやって信頼関係を築いて相談しやすい体制を作っているのかという部分が疑問に感じます。

事務局

おっしゃるように子どもたちがより相談しやすい体制作りというのが、非常に大切であると思っております。県教育委員会の方でスクールカウンセラー、本市においてハートケア相談員を配置し、少しでも相談体制を充実させようという取組をさせていただいておりますが、まだまだニーズに十分対応できるものとはいえない状況があるのではないかと思っております。基本的には学校の教員が様子を見ておりますので、そこが第一的な相談窓口となってくるかなと思います。

委員長

報告書を見ておりますとそういったところがまったく入っていないということで、そのあたりはひとつの比較となるかなと思いますので、細かいところを十分に学校の方で、たとえば今いろんなカウンセリングでも教師が現場でということですが、教師は非常に忙しいということは十分わかっておりますが、何らかの態勢も必要かと思えます。また、水の事故に関しましても、親がついていながら子ども達だけで泳いで亡くなるなどいろんな想定外な事故がおきておりますので、夏休みで一番浮かれているところかと思えますので、学校から生徒が離れているということも踏まえながらも、学校関係者の方が十分に備え、配慮をお願いしたいと思えます。

委員長

他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長

ないようですので、報告事項は承認したいと思いますが、よろしいで

しょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長           ご異議なしということですので、報告事項1から7は承認いたしました。その他の項ですが、何かございませんか。

事務局           次回の教育委員会定例会は、平成26年8月29日(金)午後2時00分から小野江小学校でお願いします。

委員長           ほかによろしいでしょうか。  
それでは、議案第13号は非公開で行いますので、議事は、松阪市教育委員会会議規則により、会議録に記載しないものとします。関係者以外は退席してください。

(関係者以外退席)

(秘密会終了)

委員長           それでは、これで第10回松阪市教育委員会定例会を終わります。